

別紙様式 1

財 務 (支) 局 長 殿

金融先物取引業者名
代 表 者 名

①障害等が発生した
今般、以下のように ②サイバー攻撃を検知した ③サイバー攻撃の予告を受けた
ので、 年 月 日付 第 号
に基づき報告します。

(新規・続報)

障害発生等報告書

財務(支)局

| | |
|----------|---------------------------|
| 財務局受付者氏名 | |
| 受付日時 | 月 日 時 分 |
| 連絡者 | 所 属 : Tel : 氏 名 : |
| 状 況 | 発生日時 : |
| 障 害 原 因 | 未確認・確認済 () |
| 復旧見込等 | 日 時 分頃 復旧済み ・ 復旧見込み ・ 不 明 |
| 復旧までの影 響 | |
| 対 処 状 況 | 復旧までの対応策 : 対外説明 : |
| 事後改善策 | |

(記載要領)

1. 障害発生等の状況に照らして報告文中の①～③のいずれかを選択するとともに、太線枠内を記載すること。
2. 障害の状況等が多岐に亘る場合、本様式記載のうえ別紙添付可（様式任意）
3. 状況欄には、障害等の状況のほか、発生場所（市町村名まで）、被害が確認されている場合には必要に応じ、被害の状況を記載すること。
4. 復旧するまでの対応策については、応急措置、抜本的対応（代替措置等）、抜本的対応の準備に要する時間等を記載すること。
5. 障害等がサイバーテロによるものである場合は、以下の事項についても、判明した範囲で記載すること。
 - ① 攻撃の種別（不正アクセス、サービス不能攻撃、情報漏えい・改ざん、システム破壊等）及び原因（セキュリティーホール、進入経路、不正プログラム等）【障害原因欄】
 - ② その他の連絡先（警察、セキュリティー関係機関、他省庁等）【対処状況欄】
 - ③ 他の事業者に対する攻撃の可能性【状況欄】

別紙様式 2

無登録で金融先物取引業を行っている者に対する警告書 (案)

〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇 殿

財 務 (支) 局 長 印

金融先物取引業は、内閣総理大臣の登録を受けなければこれを営むことが出来ないこととなっております。

今般、当局が調査しましたところ、貴社の行為は金融先物取引業に該当していると認められますので、直ちに当該行為を取り止めるよう警告します。

つきましては、貴社における是正措置予定を 年 月 日までに書面によりご回答願います。

なお、期限までに回答がなされない場合若しくは当局の警告に応じられない場合は、しかるべき措置をとることとしますので、念のため申し添えます。

別紙様式 3

無登録で金融先物取引業を行っているおそれがある者に対する照会書 (案)

〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇 殿

財 務 (支) 局 長 印

金融先物取引業は、内閣総理大臣の登録を受けなければこれを営むことが出来ないこととなっております。

今般、当局が調査しましたところ、貴社の行為は金融先物取引業に該当しているおそれがあると認められます。

つきましては、貴社における業務の状況を 年 月 日までに書面によりご回答願います。

なお、期限までに回答がなされない場合、捜査当局への情報提供等、必要な措置を行うことがありますので、念のため申し添えます。

(日本工業規格 A 4)

別紙様式 5

文 書 番 号

年 月 日

〇〇株式会社

取締役社長 〇〇 〇〇 殿

財 務 (支) 局 長 印

検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について

年 月 日付 第 号をもって貴社に通知した検査結果に係る問題点に関し、金融先物取引法（昭和 63 年 5 月 31 日法律第 77 号）第 8 5 条第 1 項の規定に基づき、報告書の提出を命ずる。

報告書には、通知した問題点に係る事実認識、発生原因分析、改善・対応策を明記し、
年 月 日 () までに報告されたい。

この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づく審査請求をすることができる。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から 6 ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。

別紙様式 6

登録金融先物取引業者の状況

年 月末日現在

| 登録番号 | 金融先物取引業者名 | 登録年月日 | 資本金 |
|------|-----------|-------|-----|
| | | | 百万円 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

(注) 登録番号順に記載すること。

別紙様式 9

金融先物取引業者に関する苦情受付票

| | | | |
|---------------|------------------------------|-------|--|
| 標 題 | | | |
| 日 時 | 年 月 日() 時 分～ 時 分 [電話・来局・文書] | | |
| 金融先物 取引業者名 | | | |
| 申 出 者 | | 応 接 者 | |
| 苦 情 内 容 | | | |
| 摘 要 | | | |

連絡箋

| | | | |
|---------|------------------------|-------|--|
| 標 題 | | | |
| 日時・場所 | 年 月 日 () [電話・来局・その他] | | |
| 照 会 者 | | 応 接 者 | |
| 照 会 内 容 | | | |
| 回 答 案 | | | |
| 処 理 | | | |

応 接 箋

| | | | |
|---------|------------------------|-------|--|
| 標 題 | | | |
| 日時・場所 | 年 月 日 () [電話・来局・その他] | | |
| 照 会 者 | | 応 接 者 | |
| 照 会 内 容 | | | |
| 回 答 案 | | | |
| 処 理 | | | |

別紙様式 12

金 融 先 物 取 引 業 者 登 録 番 号 台 帳
財務(支)局

| 登録番号 | 登録年月日 | 商号又は名称 |
|----------|-------|--------|
| (金先) 第 号 | 年 月 日 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

(注) 登録を抹消した場合には、——線を引くものとする。

文 書 番 号
年 月 日

(商号又は名称)
(代表者の氏名) 殿

財 務 (支) 局 長 印

金 融 先 物 取 引 業 の 登 録 に つ い て

年 月 日付で申請のあった標記のことについては、下記のとおり登録しましたので、金融先物取引法第58条第2項に基づき通知します。

記

登録年月日 年 月 日
登録番号 財務(支)局長 (金先) 第 号

文 書 番 号
年 月 日

(商号又は名称)
(代表者の氏名) 殿

財務(支)局長 印

金融先物取引業の登録の拒否について

年 月 日付で申請のあった金融先物取引業の登録の申請については、下記の理由により拒否したので、証券取引法第59条第6項に基づき通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく異議申立てをすることができます。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

拒否の理由

金融先物取引業者登録簿縦覧表

| 縦覧日 | 縦覧者氏名 | 縦覧者の住所 電話番号 | 登録 番号 | 金融先物 取引業者名 | 貸出 時間 | 返納 時間 | 確認 印 |
|-----|-------|----------------|----------|---------------|----------|----------|---------|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

文 書 番 号
年 月 日

(商号又は名称)
(代表者の氏名) 殿

財 務 (支) 局 長 印

金 融 先 物 取 引 業 の 登 録 取 消 し に つ い て

標記のことについて、 年 月 日付で下記のとおり登録を取り消したの
で、通知します。

記

| | |
|-------|------------------|
| 登録年月日 | 年 月 日 |
| 登録番号 | 財務(支)局長 (金先) 第 号 |
| 取消理由 | |